

社会福祉法人南台五光福祉協会 資格取得報奨金 要綱

（目 的）

第1条 社会福祉法人南台五光福祉協会の職員（以下「職員」という。）が、職務の遂行に有用な資格を取得した際に、当該取得年度の予算の範囲内において資格取得報奨金を支給し、自己啓発への取り組みを支援することにより、職員の資質の向上を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 この要綱の対象となる者は、正職員（但し、特別の職員を除く。）及び準職員とする。

（対象資格）

第3条 この要綱の対象となる資格は以下のとおりとする。

- （1）社会福祉士
- （2）介護福祉士
- （3）精神保健福祉士
- （4）公認心理師

（資格取得の確認）

第4条 前条の資格確認は、登録証の写しの提出を以て、確認するものとする。

（報奨金の額）

第5条 報奨金の額は、50,000円とする。

（報奨金の支給方法）

第6条 報奨金は、職員全体会議等の場で、管理者から手渡しするものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 3 月 1 4 日一部改正 令和 7 年 4 月 1 日施行（第2条の対象者を正職員及び準職員とした）